

曳博だより

February 2013



曳山博物館 〒526-0059 滋賀県長浜市元浜町 14-8

★民俗芸能と長浜曳山祭の未来 その①★

はじめに

館長 中島誠一

難題である。特に後半部の課題は山組どころか地元の間でもない自分が書くのは甚だ心もとない。しかし長浜の博物館に民俗担当として三〇年近く勤務し、長浜曳山祭に関わってきた者として祭りの未来がどうなるのか、非常に気になるのも事実である。本稿ではまず民俗芸能の湖北における実態を報告、そして湖北地域の中でも冠絶した地位にある長浜曳山祭について言及した方が得策であろう。

近江の民俗芸能

常套句のように近江は民俗芸能の宝庫という表現をするが果たしてそうであろうか。近畿圏内府県の国指定・選択、府県指定・選択無形民俗文化財の数を比較（無形民俗文化財アーカイブ）してみると京都府は一〇五件、大阪は五二件、和歌山は八二件、奈良は一二八件、兵庫は五二件、そして滋賀県は八八件である。もちろん無形民俗文化財の中には無形の技術や滋賀県の場合のようにフナズシといった伝統的食文化財を含む場合もあるので民俗芸能の精緻な比較とは言えないものの一応の目安にはなるだろう。そのなかで滋賀県の無形民俗文化財の特徴は選択無形民俗文化財の占める比率が最も高い（六九件）ことが挙げられる。「選択」とは余り聞きなれない制度である。和歌山、奈良、兵庫のようにこの制度を採用していない県もあるものの簡単に本制度について触れておこう。選択制度とは「文

化財保護提要」によれば、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の**選択基準**」とある。そして一〜四の各号に渡ってその選択基準が書かれている。ちなみに本稿のテーマである民俗芸能に関して言えば、「民俗芸能のうち次の各号の一に該当し、重要なもの」具体的には（一）芸能の発生又は成立を示すもの（二）芸能の変遷の過程を示すもの（三）地域的特色を示すものと記されている。では指定はどうだろうか。見ていくと、これと全く同様の表現がなされていることに気付く。

つまり指定と選択の違いは、「記録作成等の措置を講ずべきかどうか」の違いなのである。いいかえれば、民俗文化財として大事なものであることは事前調査でわかったが、報告書や映像記録がまだなので特に（一〜三）の選択基準を明確にするようしっかり作成してください、という叱咤の範囲が選択なのである。ということは、この選択基準をクリアすれば滋賀県の無形民俗文化財は選択から指定、そして国の選択は指定へと順次ステップを踏んでいくのだろうか。現在、**国指定無形民俗文化財**を取り上げてみると「近江中山の芋競べ祭」や「長浜曳山祭の曳山行事」「三上のずいき祭」が、**県指定**から見ていくと「大津祭・水口祭・日野祭」など県内の曳山祭の多くが報告書の完成とともに**選択**から**指定**というプロセスを経ていることが判る。とはいえ道理から考えても、すべての無形民俗文化財が**指定**への道筋をたどっていくなど到底考えられない。その正当性をチェックするのが都道府県市町村の文化財保護審議会、文化財専門委員会である。

民俗芸能とは何か

前置きが長くなったが、以上が滋賀県の無形民俗文化財の大きな特徴である。では次に無形民俗文化財の中の民俗芸能とは何か。「地域社会の中で民俗として伝承されている芸能のこと」と日本民俗大辞典にはある。つまり個人に伝承されるのではなく、地域という生活共同体の中で非職業的に普通の人々たちによって祭りの場などで奉納される芸能と規定できる。(ここで長浜市の民俗芸能の現状に目を転じてみよう。概念規定に拘泥し、現実が乖離することを避けるためにも。)

長浜市の太鼓踊りの現状

川合の太鼓踊り(平成元年滋賀県選択無形民俗文化財)は、別名、寿踊りと呼ばれ、太鼓六人、鉦二人を中心にして、うち四人は青竹に竹の色紙の短冊を背に付ける。上端には御幣が結びつけてある。白の鉢巻・白の半そでシャツ・白のステテコ・白足袋・草履ばきで、美しい帯三本をたらした帯台を背負い踊るのは青年会の役割であったが、すでに中止してから五年ほどが経過した。三年に一度奉納される同じ町内の金居原の太鼓踊り(平成元年滋賀県選択無形民俗文化財)とともに滋賀県教育委員会&木之本町教育委員会で合同調査がなされ、報告書が刊行されている。

下余呉の太鼓踊り(平成元年滋賀県選択無形民俗文化財)は昨年奉納され、米原の文化産業会館でも披露された。少子化によって最後の公演になるのではないかと伝えられているが、まだ報告書はない。

反面毎年ではないが三年に一度のペースで途絶えず奉納しているところもある。米原市上野の伊吹山奉納太鼓踊り(昭和五四年滋賀県選択無形民俗文化財)、同市春照の太鼓踊り付き奴振り(昭和四二年滋賀県選択無形民俗文化財)である。米原市の両者は規模も大きく、後者は女性の参加を認め、町中をあでやかに練り歩く。両者ともに滋賀県教育委員会&伊吹町教育委員会の共同調査がおこなわれ、報告書が完成している。

中河内の太鼓踊り付奴振り(昭和六一年滋賀県指定無形民俗文化財)別名、野神踊りは、長大な短冊を背負い胸に締め太鼓を括りつけた二人の太鼓打ちと鉦を叩きながら踊るカネウチによって太鼓踊りが奉納される。



踊りには音頭取り・笛吹きが紋付き袴で加わる。大名行列の

先頭には奴振りが付く大規模なものであった。昭和三二年以降、三年に一回奉納されてきたが、平成に入ってわずか二回ほど開催されたのち、途絶えた。地元で作った素朴な報告書があった。

このように「記録作成等の措置」をおこなう前にすでに多くの選択無形民俗文化財が姿を消そうとしているのである。また指定・選択になったにも関

わらず既に行われなくなって久しいものもある。

★★公益財団法人長浜曳山文化協会 伝承委員会の活動★★★

小池 充

黎明期(子供歌舞伎伝承委員会時代)

平成二年当時の竹下内閣のふるさと創生事業交付金を基に、当財団の前身である長浜曳山祭保存会に「子供歌舞伎伝承委員会」を設立、「三役修業塾」が開講した。三役修業塾は曳山祭の子ども歌舞伎の振付、太夫、三味線を地元の人で養成することを目的としたものである。「子供歌舞伎伝承委員会」は当財団が設立、曳山博物館が開館するまでの間は、山組の代表や保存会の役員の方々が三役修業塾を中心に活動をした。

新伝承委員会の発足

その後、平成一年に当財団が設立され、翌年には曳山博物館の開館を機にそれまで山組の重鎮の方々が構成された委員会は、新委員長のもと若手六人による「伝承委員会」として生まれ変わった。活動の拠点となる曳山博物館が開館し、委員会の活動は活性化していった。従来の「三役修業塾」の活動に加え、山組の若衆に対し曳山祭について造詣を深めていただく講座「楽衆塾(かくしゅうじゅく)」、広く曳山祭を普及する「市民曳山まつり講座」、委員の啓発を図る「伝承夜話」など、事業が拡大された。さらに、地域の学校との連携と曳山祭の伝承者、支援者の拡大を目指し、長浜市立西中学校の総合学

習「長浜曳山文化教室」を年四回行うなど積極的な活動がはじまった。楽衆塾では山組の筆頭候補や筆頭らが山組関係者や市内の有識者を講師に迎え、有形、無形を問わず曳山祭を深く学習し、市民曳山まつり講座では著名人を迎え、広い知見から曳山祭の魅力を広く市民の方に伝えていただいている。平成一六年には山組の若衆の経験者だけでなく、有形の曳山の保存に欠かせない技術者が委員に加わった。このことで、西中学校では漆や蒔絵の体験などの講座を開講することができ、生徒には大変興味を持っていただくことになった。

記念事業への参画、新しい試み

平成一五年、旧長浜市の市制六〇周年記念事業が開催され、記念事業へ参画した。文化の継承というテーマを目的とした部会を任せられ、単に子ども歌舞伎を上演するのではなく、曳山子ども歌舞伎が醸成していった背景には、近江猿楽の芸能文化があったということに着目した。そこで、市内に存在した山階座の末裔である山階敬子（現・弥次）氏を迎え、「里帰り公演」と銘打ち、長濱八幡宮能舞台で公演を行った。これまでの曳山祭や子ども歌舞伎といった人脈や経験のあるものではなく、ゼロからスタートしたこの事業においては、当初困難なことが山積んでいた。それでもこの事業を成功させる強い気持ちで、市内の能関係者に何度も足を運び、教示を受け、結実した。特に、演者である山階氏はこの長浜に愛着を持たれ、後に襲名披露公演も長浜で行われた。平成一八年、NHK大河ドラマ「功名が辻」の放

映に伴い、長浜市で北近江一豊公・千代様キャンペーンイベントが開催された。その際、大河ドラマの主人公である山内一豊とその妻千代を主人公にした創作歌舞伎の制作、公演を行うことが計画された。イベントの実行委員会内に創作歌舞伎部会が創設され、部会は伝承委員会を中心に構成された。山内一豊を主人公にした歌舞伎を創ることは、これまでに例のないことであった。しかし、委員を中心とした部会員は知恵を絞り、これまで築いた人脈を活かし、脚本制作、さらには、義太夫節の作曲まで行い、本格的な義太夫狂言となった。また、公演にあたっては、市内小中学生を男女問わず公募し、女子も子ども歌舞伎を体験することができた。

このような新しい取り組みに対しても、これまでの多種多様な事業を展開してきたことで養われた組織力が発揮され、成功を収めた。このほかにも松竹大歌舞伎の歌舞伎鑑賞教室を招聘し、西中学校全生徒を長浜市民会館へ招待し、歌舞伎の魅力に触れていただくことができた。

全国への情報発信

平成二二年には「伝承委員会」の結成一〇周年、曳山博物館開館一〇周年、さらには三役修業塾開講二〇周年という節目の年に開催した「全国地芝居サミットin長浜」に積極的な事業への参加、支援を行い、サミットの成功に大きく貢献した。この成功の陰には伝承委員会が行ってきた人材育成事業で育んだ若手の活躍や委員会OBの協力があつた。このようにこれまでの伝承活動によって培われた人

と人とのつながりは、全国地芝居サミットといった大規模な事業を遂行するには必要不可欠であり、曳山祭の保存伝承にとつて最も重要なことであり、伝承委員会が目指すものである。

これからの伝承委員会

現在、委員会では曳山祭が国の重要無形民俗文化財に指定された時の原点に返って、祭のあるべき姿を委員全員が再認識しようとしている。これは、従来執行されていた行事や古いしきたりが時代の変化で簡略化されたり、省略されたりしていることや過度の演出で失われた「山の芸」というものを再考するもので、先人たちの心意気、曳山（やま）を大切にする気持ち、そして、曳山祭に対する誇りを委員が学び、それを山組へ伝えていくことが重要だと考えている。絢爛豪華な曳山、洗練された子ども歌舞伎、町衆のなかで伝え守り続けられてきたシャギリとならび、古式に則った儀礼儀式的執行は祭の根幹とされるところである。このベースを如何に伝えていくが伝承委員会の使命だと思ふ。これからも、曳山文化の継承の一助となり、市民が誇れる曳山祭となるよう、邁進していく次第である。

歴代委員長

原田良策（平成二年度～平成一一年度）*子供歌舞伎伝承委員会

漣 泰寿（平成二年度～平成一八年度）伝承委員会

戸田 功（平成一九年度～平成二〇年度）

家森裕雄（平成二二年度）

★ユネスコ無形文化遺産とコミュニティ その②★★★

大塚 映明

無形文化遺産の特異性は、それがモノではなく行われている「コト」にあることである。勿論そこで使用されるモノが重要であるとは言うまでもない。曳山がなければ曳山祭が出来ないように、モノとコトは相互に関連したもので、一体のものでもある。無形遺産条約は、モノというよりはむしろコトの保護を目的としている。無形遺産はグローバルゼーションや社会的変容に対して脆弱性があり、簡単に消滅する危険性があるからである。いくらモノが立派でも、それを用いて行われるコトが消滅してしまつては、あるいはそれを行う人がいなくなつてしまつては元も子もない。

ではこの条約で言う「保護」とは何を意味するのだろうか。ちなみに、条約の原文ではsafeguardという耳慣れないことばが使われている。安全に(safe)守る(guard)ということだが、もつと一般的な語はprotectである。これも「保護」で、前を(pro)覆う(tect)というところから来ている。Safeguardもprotectも保護であるが、safeguardを選んだのは、そこにより強い意味を込めたかったからであろう。条約の二条は保護について、「無形文化遺産の存続性を確保するための措置、それらは認定、記録、研究、保護、普及、促進、伝承、公式・非公式の教育によるものであり、それらの無形遺産の様々な側面の再活性化を含むものである」としている。この「存続性」というのが一つのキーワードになつてい

る。存続性(viability)とは、ラテン語の生命(vita)に由来し、その無形文化遺産が現在も生きていること、息づいていることを意味する。存続性に対して使われる語に「真正性」(authenticity)がある。これは有形の文化遺産に対して用いられる原則で、建物などの保存にとつて重要と見なされている。建物などのモノが以前にあった形とできる限り同じように保たれていることを重視する考え方である。一方存続性の考え方は、無形遺産が例えその一部が変化していたとしても、それが現在も実践されていることが必要である。現在も行われていて、その意味と価値を守り伝えることを重視している。前回見た無形遺産の定義に「世代から世代へと受け継がれ、環境や自然、歴史に対応して常に地域社会や集団によつて再現されるものであり、同一性と継続性の認識を与えるもの」とあるとおり、無形遺産は以前と同じ状態を維持しようとする建物や遺跡と同じではない。「保護」とは当該無形遺産が変化しつつも「常に再現され」続けることを担保していくための様々な方策を実行していくことなのである。

国際的なレベルで無形文化遺産を保護していくために、二つのリストが設けられた。第一のリストが「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」である。これは深刻な危機に陥っているものを適切な保護政策を取ることによつて存続性を回復しようとするものである。二つめのリストが「人類の無形文化遺産の代表一覧表」と呼ばれるものである。これは、無形文化遺産がどういうものかよく分かるようにして、その重要性に気付いてもらうため

のものであり、文化の多様性の尊重につなげるために設けられた。代表一覧表では、ある一つの文化を代表する要素であることが認められるものがリストに記載されている。したがって、それがすぐれた普遍的な価値を持っているから記載されているわけではない。

無形文化遺産の存続の核となるのが、それを継承している地域社会である。私たちの身近にある曳山祭を例に言えば、第一にそれは曳山を持つている「山組」ということになるであろう。基本的に山組は、子ども歌舞伎を演じる役者となる子どもたち、その子ども歌舞伎全般の面倒を見る「若衆」、そして祭行事の運営と曳山の管理を行う「中老」の三位一体で成り立っている。この豪華で負担の大きい祭礼を存続していくためには、世代に応じた役割分担が必要になるが、伝統行事の宿命とも言える担い手の減少という問題がある。人がいなくなれば、本誌の「民俗芸能と長浜曳山祭の未来」でも述べている通り存続は覚束なくなるので、曳山祭の魅力を広く伝えて新しい担い手を引き入れることも必要になるであろう。筆者の所属する山組を含め、たくさん観光客が訪れる市街地では、山組Ⅱ祭りの担い手が住む地域ではなくなりつつある。それぞれの担い手が市内にバラバラに住んでいて、曳山のために集まるというのが現在の曳山祭の姿でもある。地域社会の範囲を従来考えられていたある特定の地域に限定することは難しくなつていくかもしれない。